

答申第32号
(諮問第37号)

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)が「県立中学校の教科書採択にかかる平成17年8月開催の教育委員会会議録で各発言の発言者氏名の分かるもの」(以下「本件対象公文書」という。)を非公開とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の公開の請求

平成17年10月3日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「県立中学校の教科書採択にかかる2005年8月開催の教育委員会会議録で各発言の発言者氏名のわかるもの」の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

同年10月17日、実施機関は、本件公開請求に対し、請求のあった本件対象公文書は不存であるとして、非公開決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

同年10月25日、審査請求人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、本件処分を不服として、滋賀県教育委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、公開を求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、諮問実施機関の理由説明書に対する意見書および意見陳述において主張する審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) 公文書公開請求は、「公文書の公開を求める権利」を県民に保障するための制度であることから、「はじめに公開ありき」が基本である。そして、そのための公文書は、県民に行政運営などがよりわかりやすくするよう作成すべきものである。
- (2) 教科書採択にかかる議論については、子ども・保護者・教員そして一般県民に深く関わることであり、人事等の個人的情報と異なり、全面的に公開するべきものである。その一番適切な方法は、会議の傍聴である。各地で教科書採択に係るものを含め教育委員会の会議が傍聴される状況と同様に、傍聴させることが公開性を高めるものである。

- (3) 一般県民に傍聴をさせないような場合は、少なくともその会議録は内容を正確かつ詳細に公開されるべきであり、発言者氏名も当然記載されなければならない。発言者氏名が隠された会議録の公表では、部分公開としか言えず、真の公開とはいえない。また、県民を代表して採択にあたる委員の発言は、だれがどのように発言しているかを具体的に知りたいし、知る権利がある。
- (4) 教育委員は、教科書採択をはじめ県下の教育行政に公的責任を負っていることから、責任ある発言が求められる。しかし、発言者氏名が公開されない場合は、責任ある発言がなされない傾向を生じさせるものであり、極めて問題である。また、傍聴という事例を考えた場合、氏名公表は、なんら差し支えないものである。
- (5) 従来から会議録に発言者氏名を記載しないという慣例のようなものがあるとすれば、今日の公開性・透明性が行政全般に求められる時代においては、速やかに改められてしかるべきものである。
- (6) 少なくとも、会議録作成段階において、録音テープやメモ的なものは存在しているはずである。そして、公文書公開を前提として業務しているはずの実施機関としては、公開を考慮した文書事務および管理を行わねばならず、特に県民の知る権利を尊重するという姿勢で対応するならば、それらを廃棄等の処分をすることはないものと考ええる。仮に処分しているとしたら、極めて怠慢あるいは恣意的に処分したものと考えざるをえない。このような事務管理は、県民の知る権利を蹂躪するものとなり、改められねばならない。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書および口頭説明において主張する内容は、次のように要約される。

1 教育委員会の会議録について

教育委員会の会議録については、滋賀県教育委員会会議規則（平成4年滋賀県教育委員会規則第17号。以下「教育委員会会議規則」という。）第13条第1項において「委員長は、委員会の事務局職員に、会議録を作成させるものとする。」と規定されている。また、同条第2項では「会議録は、次の定例会において承認を受けなければならない。」と規定されており、当該規定に基づき、担当者は会議録案を作成し、次の定例教育委員会において承認を受けている。

2 本件対象公文書の不存在理由について

- (1) 会議録の作成に当たっては、その記載様式に特段の規定はないが、教育委員会は合議制の執行機関であることから、会議全般にわたる審議経過の概要および審議の結果を記載することが重要であると考えている。したがって、会議の公開、非公開にかかわらず、従来から発言者の氏名を表記した会議録は作成しておらず、今回審査請求の対象となっている会議録に関しても同様である。

以上の理由により、本件対象公文書は存在しないため、非公開の決定をした。

- (2) 担当者が会議録案を作成するために録音やメモ等により記録することはあるが、これは担当者が専ら自己の職務の遂行のために便宜上記録したものであって、組織としての利用

を予定していない個人的な備忘録である。したがって、当該記録は条例第2条第2項に規定する「公文書」とはいえず、担当者が会議録案を作成して、備忘録にすぎない記録の用を達した後においては、消去してもなんら差し支えないものであると考える。今回の記録についても、担当者が会議録案を作成した後において消去しており、組織的に必要なものとして利用または保存はしていない。

第5 審査会の判断

1 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、このような基本的な考え方に基づき以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、県立中学校の教科書採択にかかる平成17年8月開催の教育委員会会議録で各発言の発言者氏名の分かるものである。

諮問実施機関の説明によると、県立中学校の教科書採択にかかる教育委員会は平成17年8月に4回開催されたとのことであり、当審査会はこの4回の教育委員会に関して、「会議録で発言者氏名の分かるもの」の存在の有無について検討する。

(3) 本件対象公文書の存在の有無について

諮問実施機関は、会議録について、教育委員会会議規則の規定に基づき、担当者は会議録案を作成し、次の定例教育委員会において承認を受けていること、および教育委員会は合議制の執行機関であることから、会議全般にわたる審議経過の概要および審議の結果を記載することが重要であり、会議の公開、非公開にかかわらず、従来から発言者の氏名を表記していない旨の主張を行っている。

当審査会は、この諮問実施機関の主張を念頭におきながら、平成17年8月に開催された教科書採択に係る4回分の教育委員会会議録の確認を行った。

これらの会議録は、教科書採択事務が終了したことにより、非公開事由が消滅したとし

て、平成 17 年 9 月 30 日から一般の閲覧および複写が可能となっているものである。

会議録は、開催日時、開催場所、出席委員、議事が記載されている表紙部分、議事進行に係る発言が記載されている部分、主な質疑・意見が記載されている部分などから構成されている。その内容を確認したところ、表紙部分では、出席委員の全員について、氏名の記載がある、議事進行に係る発言が記載されている部分では、教育委員長の発言について、発言者を委員長と記載しているが、主な質疑・意見が記載されている部分では、発言した委員の氏名は記載されておらず、教育委員長も含めて単に委員とのみ記載されている。

ところで、会議録については、教育委員会会議規則第 13 条第 1 項で「委員長は、委員会の事務局職員に、会議録を作成させるものとする。」と規定され、また、同条第 2 項で「会議録は、次の定例会において承認を受けなければならない。」と規定されているのみで、形式や内容について特段の規定がないところ、これらの会議録は、会議の内容がある程度分かるように記載されていることが認められ、社会通念上、会議録としての一定の形式と内容を備えているといえることができる。

また、諮問実施機関の説明によれば、これらの会議録は次の定例会において承認を受けているなど、定められた手続きも踏まれているとのことである。

このようなことから、これらの会議録は、正規に作成されたものといえることができ、発言者氏名が記載されている会議録が別に存在すると推認できるような確たる証拠も認められない。

したがって、本件対象公文書が不存在であるとの諮問実施機関の主張が格別不自然、不合理であるとはいえず、当審査会としては、諮問実施機関の主張を認めざるを得ず、本件対象公文書は不存在であることを理由として、非公開決定を行った本件処分は妥当であるといえる。

以上により、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

2 審査会の意見

当審査会は、本件諮問事案について、次の事項を意見として本答申に付帯して提言するものである。

(1) 教育委員会の会議録における発言者氏名の記載について

諮問実施機関は、発言者氏名が公開されると、委員が自己に対する批判、干渉、誹謗等がなされることを懸念して、教育委員会での発言が萎縮することが考えられ、教育委員会に係る事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の主張をしている。しかしながら、当審査会が、発言者氏名が記載された会議録の公表を実施している、または、教科書採択に係る教育委員会を公開で開催している都府県に対し調査したところ、そのことによって、支障が生じた事例は確認できなかった。

さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条の規定により、教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務を広範囲に

管理し、および執行することとされており、教育委員会の担っている役割は多大なものがあること、教育委員会は合議制の執行機関ではあるものの、個々の教育委員に対する解職請求の制度もあること、今日の県民の教育行政に対する関心の高さからみて、県民が個々の教育委員の発言内容に関心を抱くには相当の理由があることなどから、教育委員会は、県民に対する適切な説明責任を果たす必要があり、当審査会としても、発言者氏名の記載を含め、審議の過程がより明瞭になる会議録を作成することが望ましいと考えるものであり、今後、検討されたい。

(2) 情報公開審査会への諮問が遅延したことについて

本事案は審査請求から当審査会への諮問までの間に約5箇月が経過している。本件諮問の内容にかんがみると、これほどの長期間を要する合理的な理由は認めがたく、また、諮問実施機関も、諮問が遅延したことについて、特段の理由がなかったことを認めている。

条例第19条には、「不服申立てに対する決定または裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに滋賀県情報公開審査会に諮問しなければならない。」と規定されているが、本件諮問は、この規定に反しており、また、審査請求人の権利利益の救済の上からも、不適切な事務処理であったといわざるを得ない。今後においては、迅速かつ適切な事務処理を望むものである。

3 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成 18 年 3 月 15 日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成 18 年 4 月 17 日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成 18 年 5 月 20 日	・ 審査請求人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成 18 年 11 月 29 日 (第 142 回審査会)	・ 諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
平成 18 年 12 月 26 日 (第 143 回審査会)	・ 諮問実施機関から非公開決定について口頭説明を受けた。 ・ 審査請求人から意見を聴取した。
平成 19 年 1 月 29 日 (第 144 回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成 19 年 2 月 28 日 (第 145 回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成 19 年 3 月 26 日 (第 146 回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。